

# 平成21年度の長寿医療制度の保険料について ～ 「年金からのお支払い」を、「口座振替」に変更 できる方が拡大されました ～

長寿医療制度の保険料について、年金からのお支払い（特別徴収）を基本としていますが、申請により保険料の口座振替によるお支払いを選択できます。平成21年度の保険料より選択ができる条件が緩和され、ほとんどの方が「年金からのお支払い」を中止し、「口座振替」に変更できるようになりました（お支払いの総額は変わりません）。

## 注意点

- ▶ 保険料（国保料も含む）の納め忘れのあった方は変更できない場合があります。また、口座振替の指定口座が残高不足等により支払いが、いただけない場合は、年金からのお支払いに切り替える場合があります。
- ▶ 保険料の社会保険料控除は、負担された方に適用されます。年金からのお支払いから口座振替に変更される場合、所得税・住民税に関係しますのでご留意下さい。

## 手続き方法

「特別徴収中止申請書」（下記）を、市役所保険年金課（1階4番窓口）・稲枝支所・各出張所に提出して下さい。

とは別に申請者本人の後期高齢者医療保険料の口座振替手続きが必要です。依頼がまだの場合は、窓口で口座振替の依頼手続きをお願いします。

（必要なもの、振替口座の通帳と金融機関お届け印）

**年金からのお支払い中止（特別徴収中止）にお時間がかかります！**

\*中止を希望される年金受給月の3ヶ月前の月末までにご申請ください。

連絡先： 彦根市役所 保険年金課保険係 0749-30-6112（直通）

キ リ ト リ

## 後期高齢者医療保険料 特別徴収 中止申請書

彦根市長 様

平成 年 月 日

後期高齢者医療保険料の特別徴収の中止を申請します。

住 所			
氏 名	Ⓜ	生年月日	年 月 日
電話番号	( ) -		
<b>事務処理欄</b>	口座振替： 申込み確認済・申込みまだ 整理番号：	口座振替依頼書を同時に申込み ( )月特徴中止・普徴・資格無し	

年金からのお支払い希望の場合、ご提出は不要です